

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

- ①指定された歴史的風致形成建造物は、前提として別の法律または条例に基づき指定等がされている建造物も多いため、その場合は該当する法令に基づき適正に維持・管理を行う。その他の建造物については、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。
- ②歴史的風致形成建造物については、その歴史的風致の維持向上につなげるために積極的な公開・活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。
- ③歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存又は復元に努め、歴史的風致の維持向上につなげていく。

2. 個別の事項

①県・市指定文化財（建造物）

島根県文化財保護条例に基づく島根県指定文化財、松江市文化財保護条例に基づく松江市指定文化財については、外部及び内部ともに現状保存を基本とする。また、公開・活用などのために必要な措置（防犯・防災等の機能付加）については、その建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに関連する審議会、学術経験者などによる必要な技術的指導等を踏まえて実施するものとする。

②国登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物

国の登録有形文化財については、建造物の文化財的価値の維持・保存を図る。また、景観重要建造物として新しく指定されるものについては、外観の維持・保存を基本とする。これらについても、民間が所有するものについて補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努め、必要な技術的指導等を踏まえて実施するものとする。

③歴史的風致形成建造物としてのみ指定が行われるもの

その他保全の措置が必要な建造物（未指定）については、歴史的風致の維持と向上の観点から建造物の外観の維持・保存を基本とする。また、将来に

において文化財指定が見込まれるものについては、事前に適切な調査等を実施して価値を明らかにし、その価値が減ることがないように然るべき措置をとることとする。

④届出不要の行為

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- ・登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ・島根県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財で、同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行い、同条例第15条に基づく修理の届出を行った場合
- ・島根県文化財保護条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第35条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ・松江市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された市指定文化財で、同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行い、同条例第15条に基づく修理の届出を行った場合
- ・景観重要建造物で、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- ・景観重要公共施設で、景観法第16条第5項の規定に基づく行為の通知を行った場合